

美里町地域福祉計画

平成 28 年 3 月

美 里 町

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
2	地域福祉・地域福祉計画とは	2
3	地域福祉計画に関する動向	3
4	「美里町地域福祉計画」の位置づけ	5
5	計画の期間	6
6	計画の策定方法	6
第2章	地域福祉をめぐる美里町の現状	7
1	美里町の現状	7
	(1) 人口、世帯数、世帯当たり人員の推移	7
	(2) 少子高齢化の状況	8
	(3) 要介護認定者の状況	10
	(4) 障害者の状況	11
	(5) 災害時要支援者登録の状況	12
	(6) 生活保護受給世帯数	12
	(7) 民生委員・児童委員の活動	12
	(8) 老人クラブ数	13
	(9) ボランティア人数	13
2	住民意識調査からみる現状	14
	(1) 意識調査の概要	14
	(2) 主な調査結果	15
3	現行の福祉施策	23
	(1) 高齢者への支援	23
	(2) 子どもや子育て家庭への支援	24
	(3) 障害者への支援	25
	(4) 町民の健康を支える支援（健康増進計画、男女共同参画）	26
	(5) 安全・安心な生活のための支援	26
第3章	計画の基本理念と基本目標	27
1	計画の基本理念	27
2	計画の基本目標	28
	基本目標1 住民主体の協働の地域づくり	28
	基本目標2 福祉サービスの提供体制の充実	28
	基本目標3 安心した暮らしを支える施策の展開	28

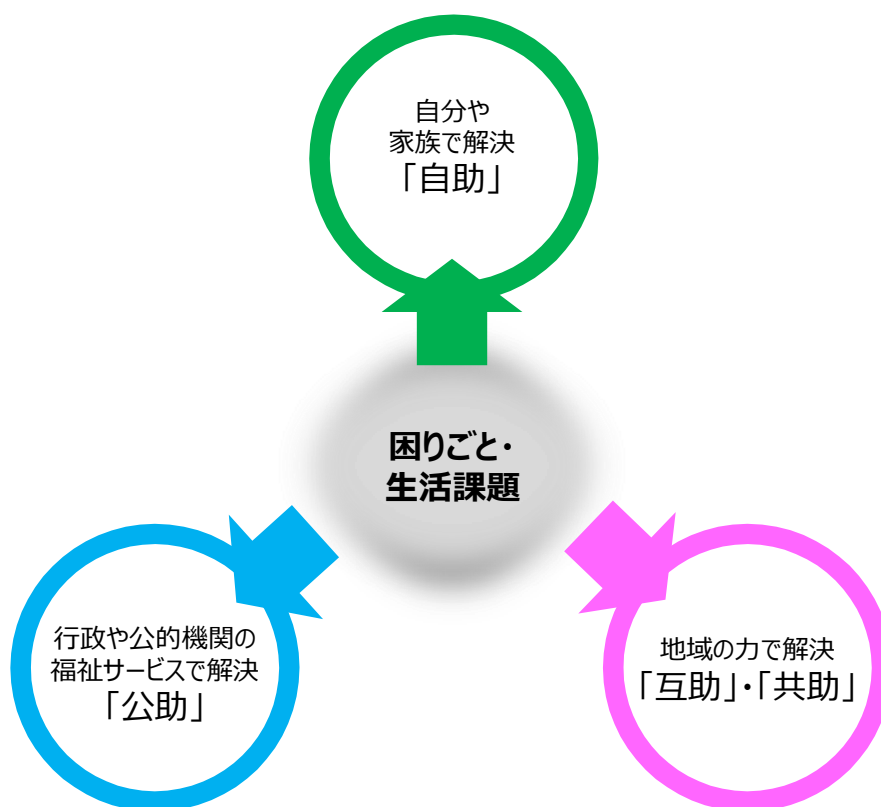
3 計画の体系	29
第4章 具体的取組	30
基本目標1 住民主体の協働の地域づくり	30
(1) 課題	30
(2) 取り組みの方向	30
基本目標2 福祉サービスの提供体制の充実	34
(1) 課題	34
(2) 取り組みの方向	35
基本目標3 安心した暮らしを支える施策の展開	38
(1) 課題	38
(2) 取り組みの方向	38
第5章 計画の推進と進捗の管理	45
1 地域福祉の担い手	45
(1) 町民	45
(2) 社会福祉協議会	45
(3) 民生委員・児童委員協議会	46
(4) 行政区	46
(5) 企業、商店等	47
(6) 社会福祉法人等	47
(7) ボランティア、NPO法人等	47
(8) 老人クラブ、PTA、子ども会育成会等	47
2 計画を推進する体制	48
(1) 地域の体制	48
(2) 町の体制	48
(3) 美里町社会福祉協議会との連携	48
3 計画を管理する体制	48
資料編	50
1 計画策定の経緯	50

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の影響により、大都市部のみならず地方においても「ご近所関係」の希薄化が進み、介護や子育て等を地域で互いに助け合う力も弱まってきています。特に高齢化が進む中で、高齢者の一人暮らし世帯や、一人暮らしでなくても老老介護や認知介護の状態となっている高齢者のみの世帯が増え、生活する上で起こる様々な問題を自身の力だけで解決することに限界を迎えている人も少なくありません。また、就労の不安定化に起因した生活不安や貧困の連鎖、仕事と生活の調和を乱す過酷なストレス等による自殺、さらには配偶者等へのDV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障害者、幼児・児童への虐待等、社会の問題は多種・多様化し、複合化する傾向もうかがえます。

このような背景のもとで、住民が安心して自立した生活を送るためには、日常の生活課題を早期に発見し適切に解決することが必要ですが、自分や家族の力による「自助」では対処しきれない様々な問題については、公的な福祉サービス「公助」とともに、地域住民・地域住民組織、福祉に関する住民活動団体やNPO・社会福祉事業者等と行政が連携し、公助だけでは手が届きにくい生活課題にもきめ細やかに対応する仕組み、いわゆる「互助」や「共助」の社会づくりを進めることが、きわめて大切になっています。



2 地域福祉・地域福祉計画とは

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしつづけることができるようにするために、住民と福祉関係の事業者や NPO 法人やボランティア団体と行政とが力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」です。また、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」であり、社会福祉協議会を中心に、住民や福祉関係者が協働して作成する「地域福祉活動計画」です。

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に「市町村地域福祉計画」として以下のとおり規定されています。

社会福祉法（平成 26 年 6 月改正）より抜粋
（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ここで規定されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、（1）～（3）として列挙された地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

3 地域福祉計画に関する動向

国は、平成 12 年にそれまでの社会福祉事業法を社会福祉法に改正して「地域における社会福祉（地域福祉）の推進」を目的のひとつとして明記し、だれもが自分らしく生活していくことを地域全体で支えるための法令を整備しました。

国はその後、少子化や高齢化の進展や度重なる自然災害の発生、経済の低迷等の社会情勢の変化を背景に、平成 19 年に「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（厚生労働省社会・援護局 社援発第 0810001 号）を、また平成 22 年には、高齢者の孤立防止や所在不明問題に関して「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（同 社援地発 0813 第 1 号）、平成 26 年には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（同 社援発 0327 第 13 号）、更に平成 27 年には「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」（同 社援地発 0327 第 14 号）を以下のとおり通知し、都道府県を通じ各市町村に地域福祉計画の改定・拡充を求めてきました。

平成 19 年国通知関係規定 社援発第 0810001 号

「市町村地域福祉計画の策定について」（抜粋）

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
 - (1) 関係機関間の情報共有方法
 - (2) 情報の更新
3. 要援護者の支援に関する事項
 - (1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - (2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

平成 22 年国通知関係規定 社援地発 0813 第 1 号
「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」

(抜粋)

1. 市町村地域福祉計画の策定等について

(2) 市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について

既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いします。

平成 26 年国通知関係規定 社援発 0327 第 13 号
「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(抜粋)

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

2. 生活困窮者の把握等に関する事項

3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

平成 27 年国通知関係規定 社援地発 0327 第 14 号
「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」(抜粋)

1. 社会福祉協議会との連携

2. 民生委員・児童委員活動との連携

3. 寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)との連携

4. 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業との連携

なお、平成 26 年度末時点での地域福祉計画の策定状況は以下のとおりとなっています。

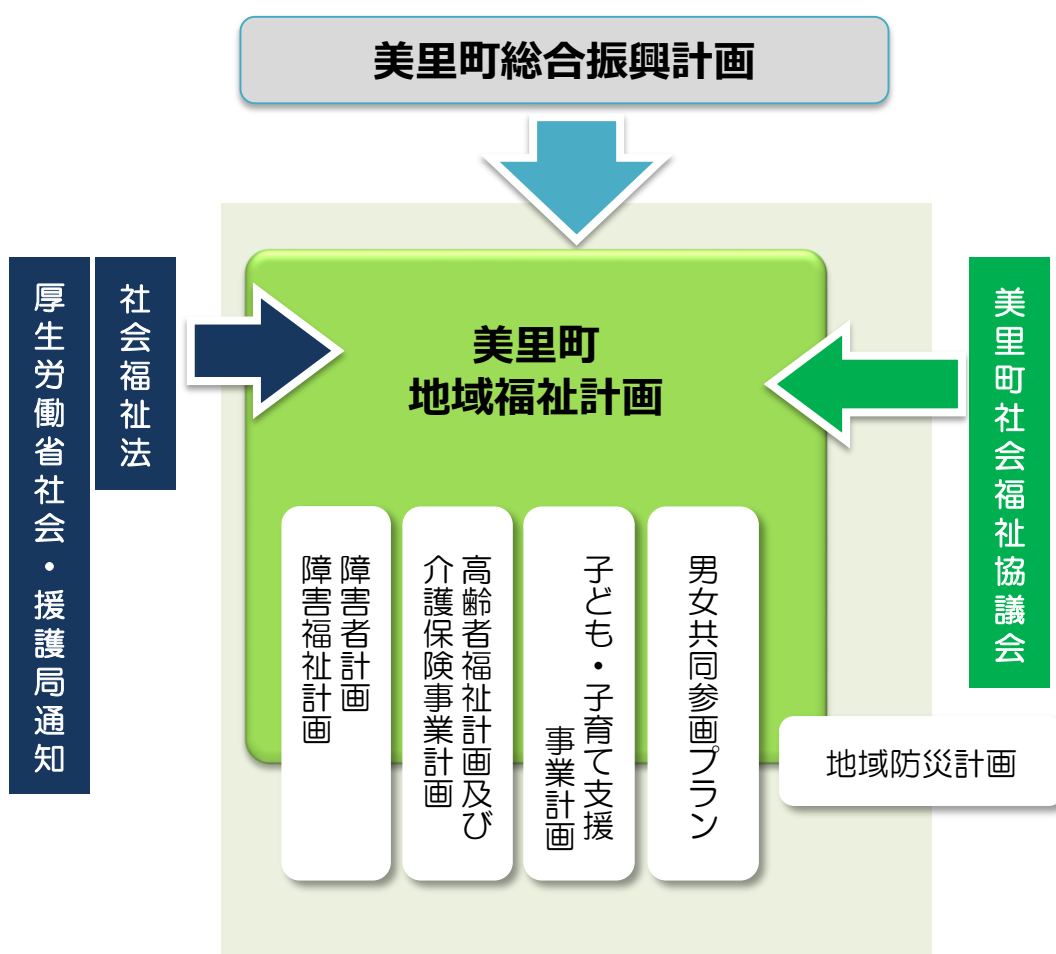
対象	全市町村数	策定済み市町村数	策定率
国	1,741	1,191	68%
埼玉県	63	49	78%

資料：厚生労働省「全国の市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画等の策定状況について」(平成 27 年 3 月 31 日時点の状況調査結果)

4 「美里町地域福祉計画」の位置づけ

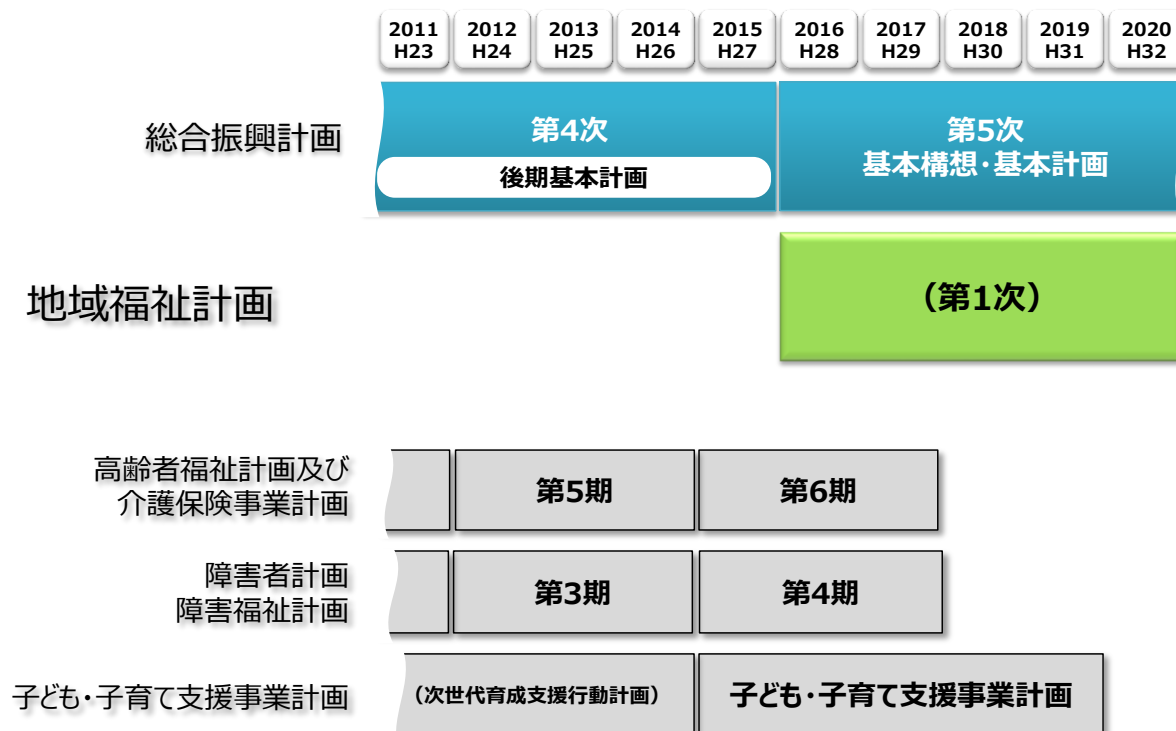
美里町では、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年を計画期間とする「第 4 次美里町総合振興計画（後期基本計画）」に基づいてまちづくりを進めてきています。

「美里町地域福祉計画」は、この総合振興計画を上位計画とし、高齢者福祉や障害者福祉から、子ども・子育て支援や男女共同参画に関する個別計画、さらに地域防災計画との整合をとりながら、具体的な取組の方策を示していきます。



5 計画の期間

「美里町地域福祉計画」の計画期間は、下の図に示すとおり、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。この期間に社会情勢や町の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、町民の地域福祉に関するニーズ等を把握し、それらを反映させた計画とするため、以下の方法で調査等を実施しました。

- ① 美里町の地域福祉に関する住民意識調査
- ② パブリックコメント

第2章 地域福祉をめぐる美里町の現状

1 美里町の現状

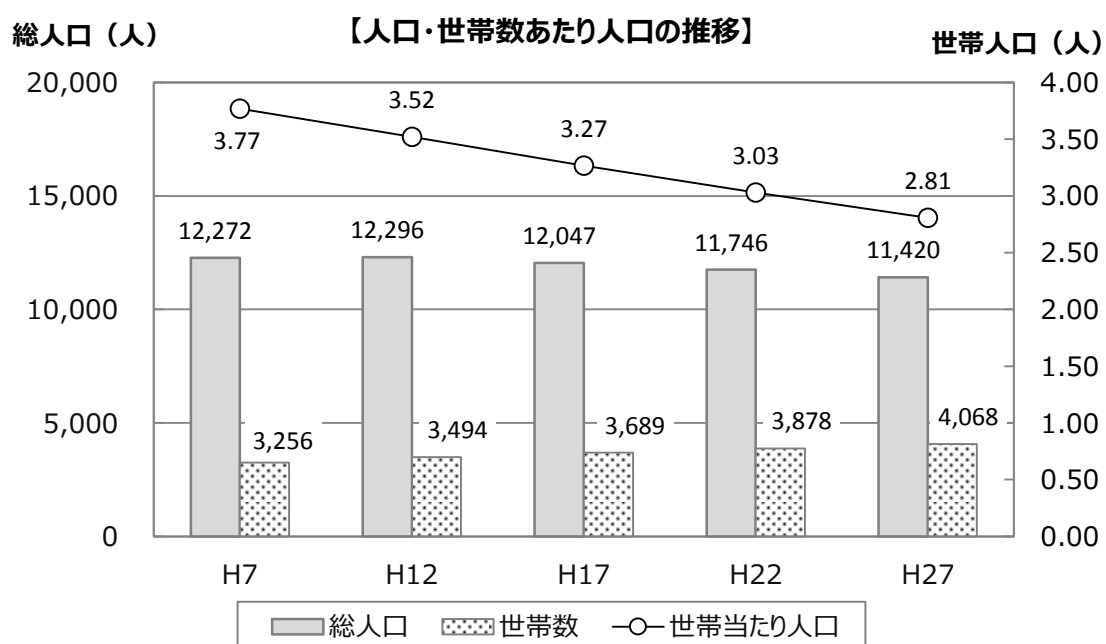
(1) 人口、世帯数、世帯当たり人員の推移

平成27年4月1日時点の町の総人口は、11,420人でした。

町の人口は、平成7年から平成12年にかけてピークを迎えた後、ゆるやかな減少傾向に入っており、5年毎の減少数をみると、平成12年から平成17年にかけては249人、平成17年から平成22年にかけては301人と、平成22年から平成27年にかけては326人と、減少する人の数は増加してきています。

一方、世帯数は増加の傾向にあり、平成27年4月1日時点では4,068世帯と、5年前の平成22年から190世帯増加しました。

人口が減る中で世帯数が増えた結果、1世帯あたりの人口（世帯人口）は減少が続いています。平成7年から平成27年までの20年間で、世帯人口は3.77人から2.81へと、ほぼ1人分減少しました。

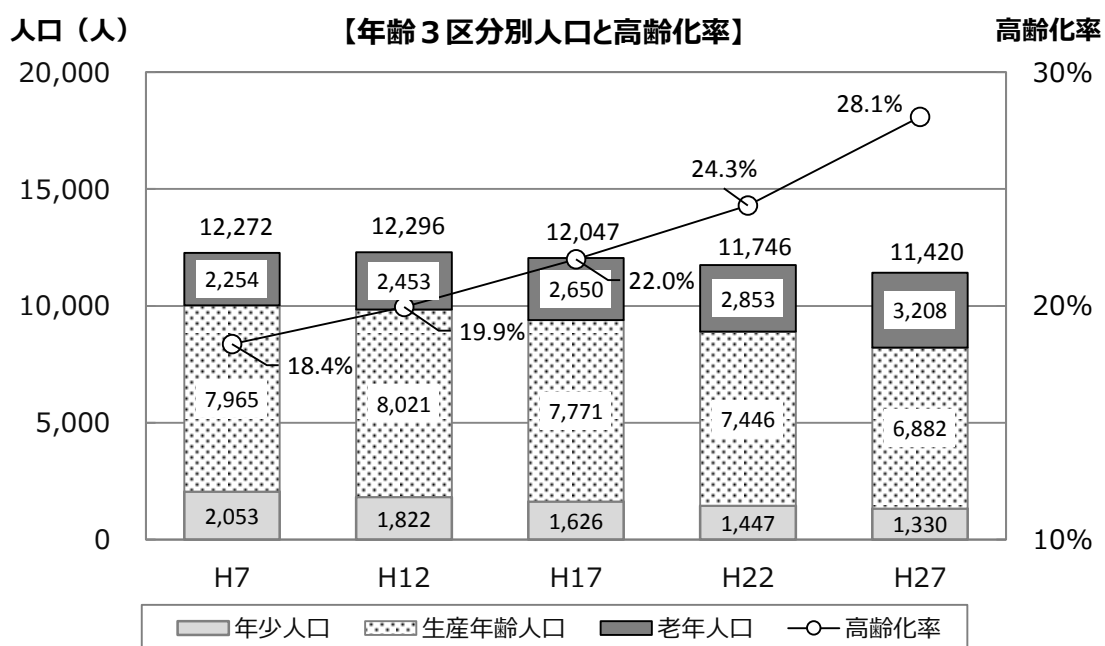


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）
（外国人含まず）

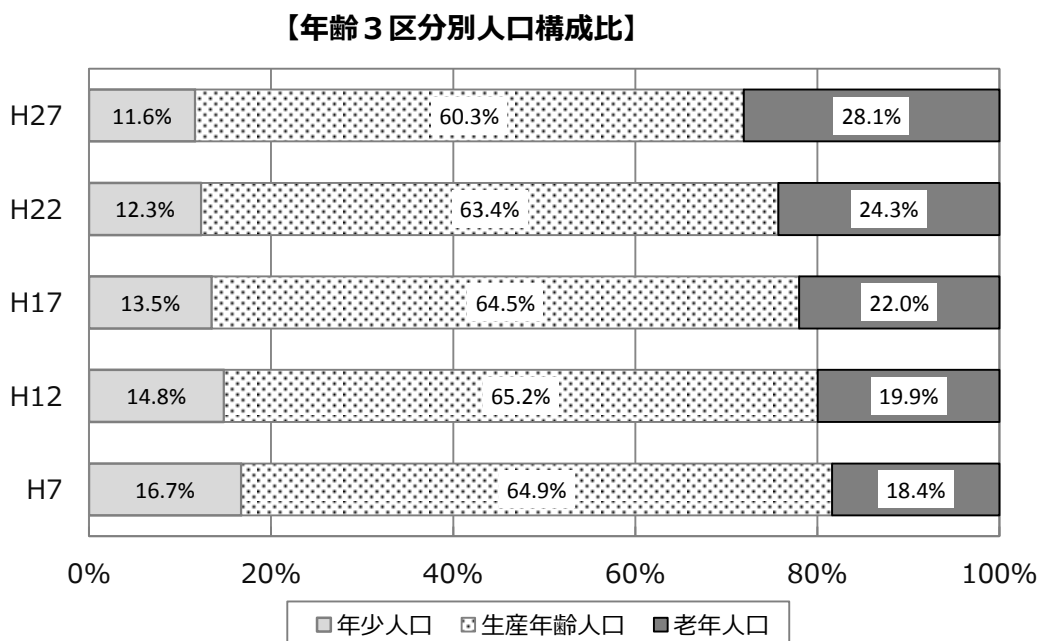
(2) 少子高齢化の状況

町の人口を0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（老年人口）の3区分で見ると、総人口が減少する中でも、老年人口は増加を続けており、総人口に占める割合（高齢化率）は、平成7年の18.4%から平成27年には28.1%と10ポイント近く高くなりました。

一方、年少人口と生産年齢人口は減少傾向が続いており、特に年少人口は、平成7年には16.7%であったものが、平成27年には11.6%と5ポイントを超える大きな低下となりました。

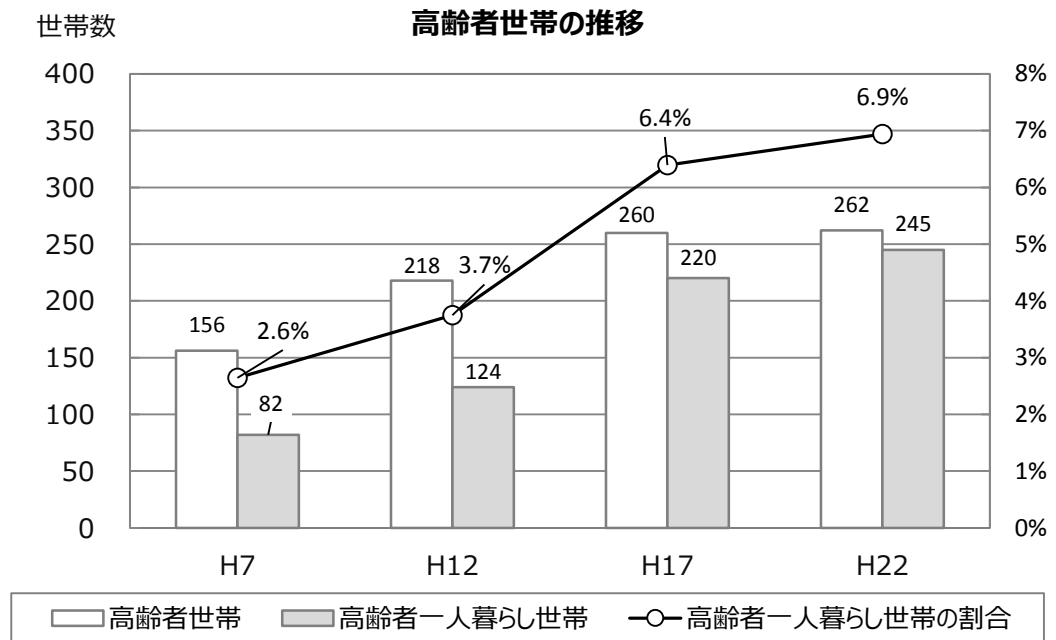


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



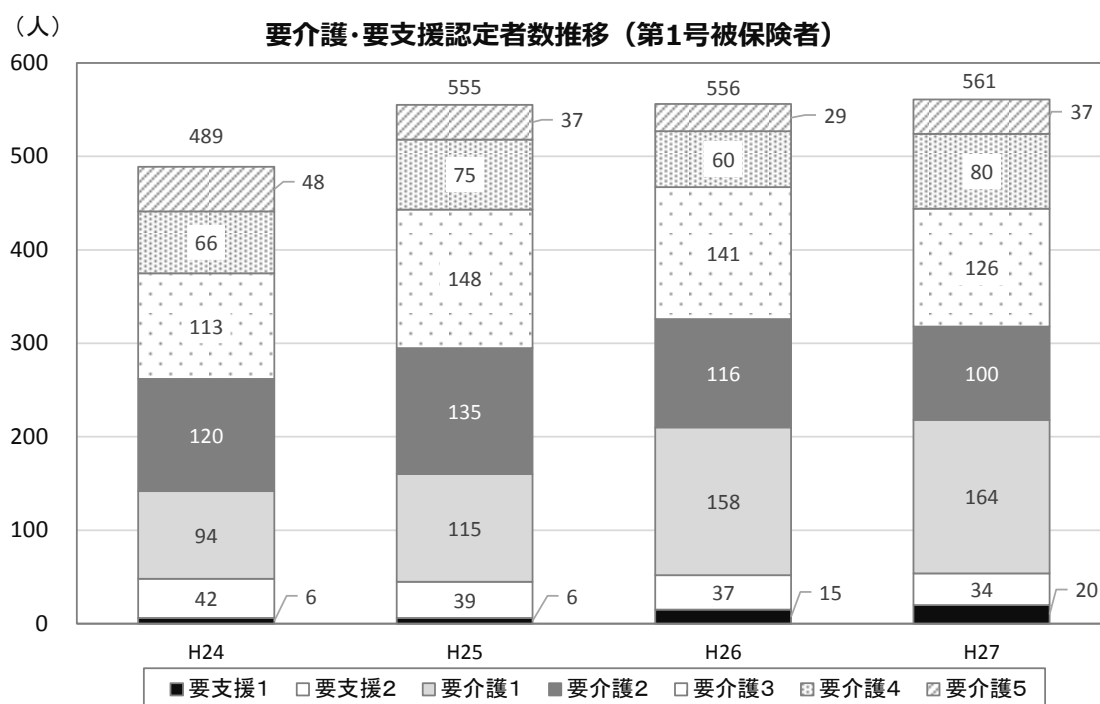
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

高齢者世帯及び高齢者一人暮らし世帯数は年々増加しています。特に高齢者の一人暮らし世帯数の増加が著しく、平成7年から平成22年にかけて3倍となり、全世帯に占める割合も、平成7年の2.6%から平成22年には6.9%まで高まっています。



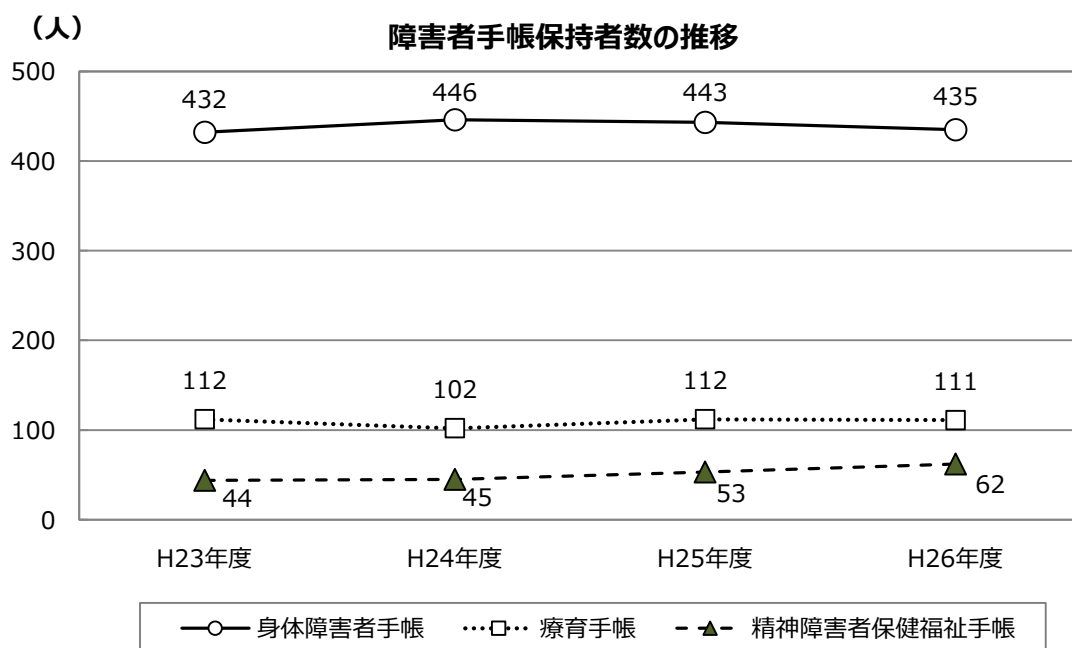
(3) 要介護認定者の状況

美里町における第1号被保険者中の要介護・要支援認定者数は増加傾向を示していましたが、平成25年以降はほぼ横ばいで推移しています。これは、介護度の比較的高い、要介護3～5の認定者数が減少に転じたことが主因となっており、要支援1～要介護2までの比較的介護度の低い認定者数は、依然として増加の傾向にあります。

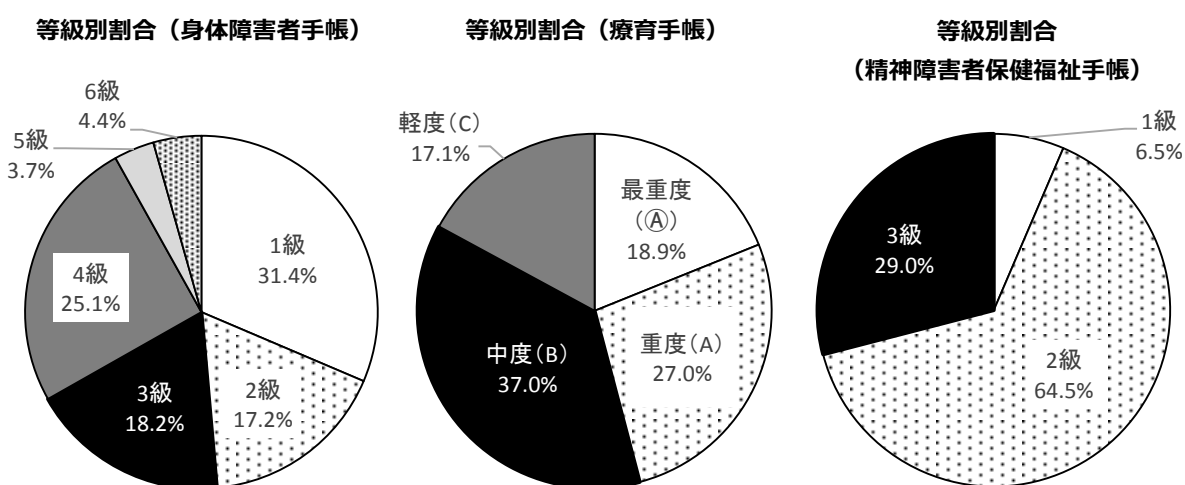


(4) 障害者の状況

身体障害者手帳を持つ人及び療育手帳を持つ人の数は、過去3年間、大きな変化はなく、安定した推移となっています。一方、精神障害者保健福祉手帳を持つ人は徐々に増加しており、平成27年3月末時点で62人と、平成24年3月と比較して18人、41%の増加となりました。



資料：住民福祉課（各年3月末時点）

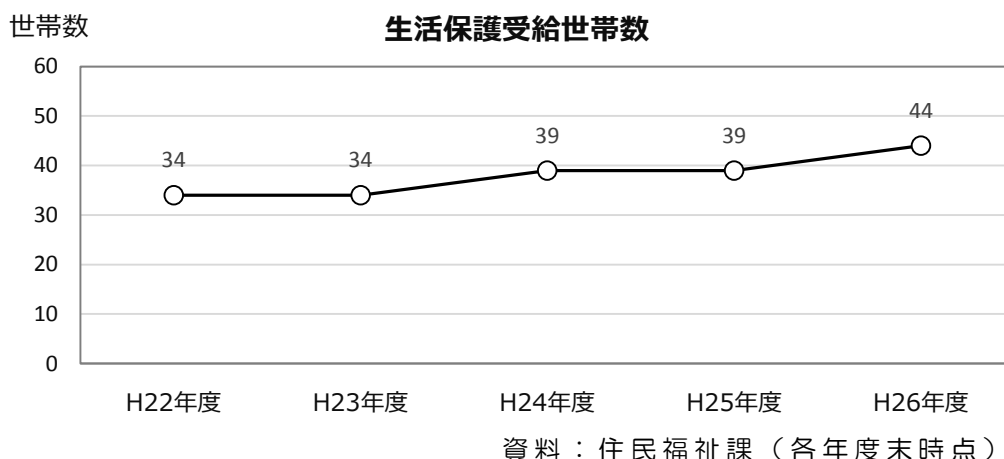


(5) 災害時要支援者登録の状況

平成 27 年 10 月 1 日時点で本町の災害時要支援者台帳には、508 人が登録されています。

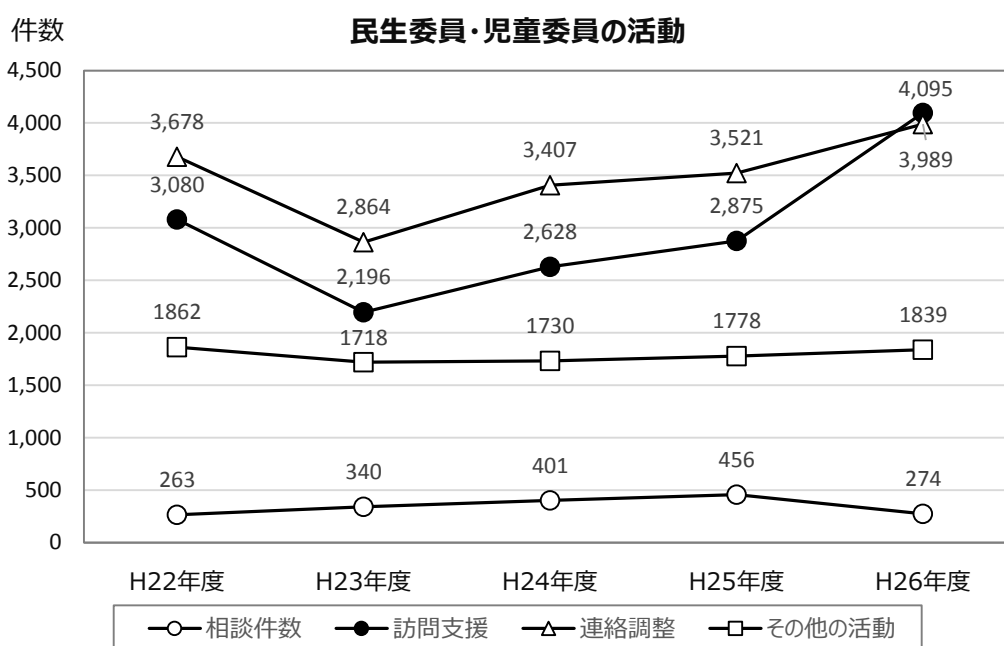
(6) 生活保護受給世帯数

生活保護受給世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年 3 月時点では 44 世帯と、平成 22 年度から 10 世帯（29%）の増加となりました。



(7) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員の活動では、特に訪問支援と連絡調整の活動が、平成 23 年度に一旦下がりましたが、その後は増加に転じ、特に訪問支援は平成 26 年度に 4,000 件を超え、前年度から 1,200 件を超える大きな伸びとなりました。



(8) 老人クラブ数

老人クラブ数は徐々に減ってきています。平成 27 年では 12 と、平成 24 年の 18 から 6 団体減少しました。

年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
老人クラブ数	18	18	15	12

(9) ボランティア人数

ボランティア人数は、増減を繰り返しながらも、全体としては減少傾向にあります。その中でも人数が多いのは、「食生活改善推進員連絡協議会」、「見守りボランティア」、「交通安全母の会」等となっています。

年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
ボランティア人数	362	401	338	347

2 住民意識調査からみる現状

(1) 意識調査の概要

本計画策定に先立ち、地域福祉に関する住民の意識や要望・意見等を把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的として「美里町の地域福祉に関する意識調査」を行いました。

調査の概要は次のとおりです。

■ 調査対象者

区 分	調査対象者数	調査対象
本町在住の20歳以上の男女	500名	無作為抽出

■ 実施概要

項 目	詳 細
調査対象地域	美里町全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・回収
調査時期	平成27年9月

■ 調査項目

項 目	設問数
① 「美里町」について	15
② ご自身またはご家族の意識について	3
③ 近所との関わりについて	11
④ ボランティア活動や福祉教育について	5
⑤ 美里町の福祉サービスについて	18
⑥ 自由記述	1
回答者属性	7

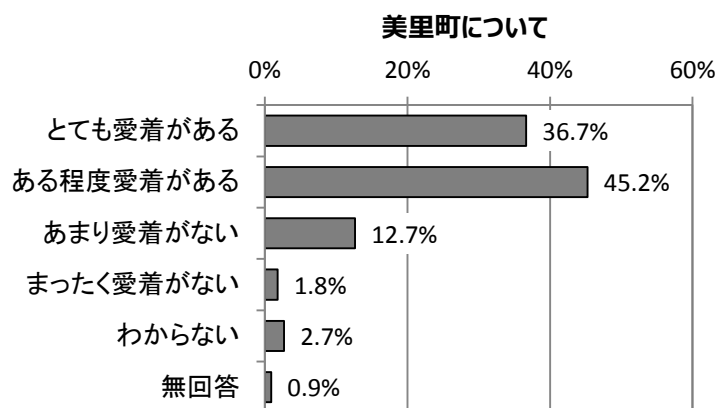
■ 回収結果

区 分	調査票 配布数	有効 回収数	有効 回収率
本町在住の20歳以上の男女	500	221	44.2%

(2) 主な調査結果

① 「美里町」について

美里町に「とても愛着がある」または「ある程度愛着がある」と回答した人は、81.9%と8割を超えています。



美里町のまちづくりに関する24の項目についての「現在の満足度」と「今後の重要度」については、「現在の満足度」の上位5つと下位5つ、並びに「今後の取り組みとしての重要度」の上位5つと下位5つは次の通りとなりました。

満足度が高い項目は自然や居住環境に関するものが多く、産業振興や雇用に関するものが低くなりました。また今後については、福祉施設や制度に関するものと防犯や防災に関する項目の重要度が高く、文化やスポーツなどに関する項目は比較的低くなりました。

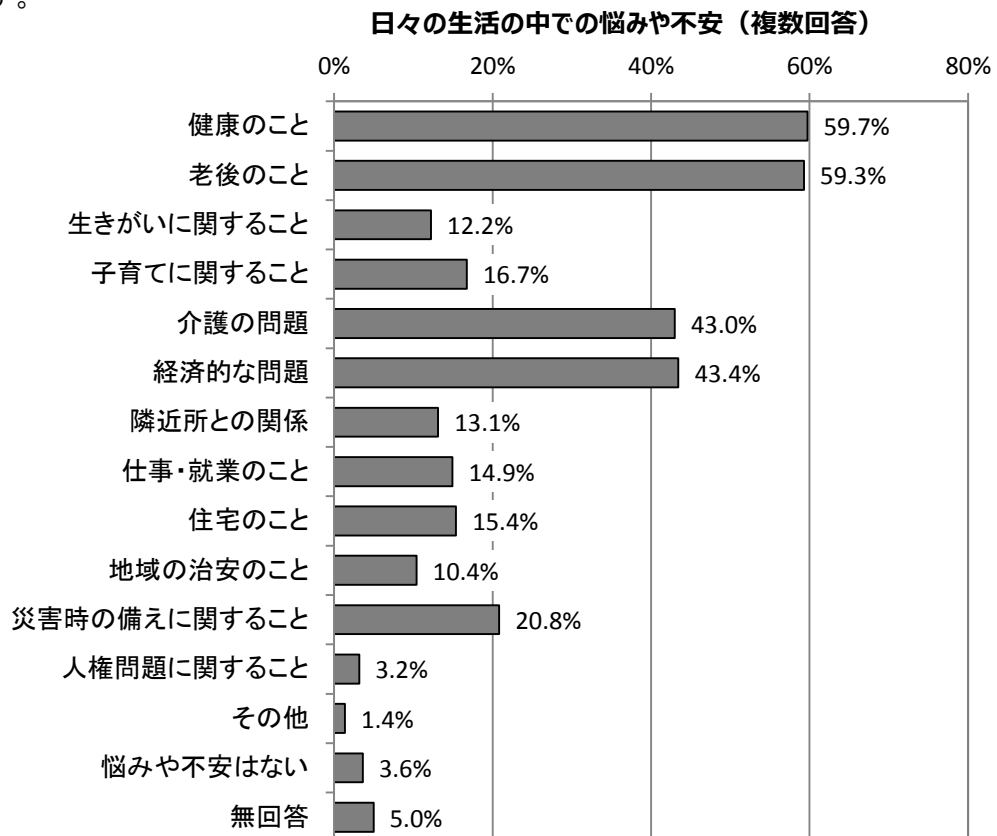
美里町のまちづくりについての取り組みの満足度と重要度

満足度	取り組み	(%)	重要度	取り組み	(%)
1	自然環境・景観の保全と整備	54.7	1	交通安全対策	80.1
2	広報「みさと」や町の情報発信	48.0	2	医療・保健施設、体制の充実	75.6
3	公害のない住環境の整備	45.7	3	福祉制度・施設の充実	75.1
4	公共下水道や集落排水、合併浄化槽の転換事業の整備	43.0	4	防犯対策や防犯意識の高揚	74.7
5	上水道の整備と使用料金	39.8	5	災害に対する安全性確保や地域防災体制の充実	73.8
20	インターネットを活用した町施設の予約や各種証明書の発行	13.6	20	スポーツレクリエーション施設の整備と活用の振興	43.0
21	公共交通の充実	13.6	21	インターネットを活用した町施設の予約や各種証明書の発行	41.2
22	農林水産業の振興	10.0	22	人権尊重や男女共同参画社会づくりの推進	40.7
22	企業誘致や地元企業の育成、起業の支援や雇用の場の確保	9.0	23	遺跡や伝統芸能など歴史的な文化遺産の保全・活用	40.3
24	魅力ある商環境の整備・商業の振興	8.6	24	都市間交流・国際交流・世代間交流の推進	35.7

② ご自身またはご家族の意識について

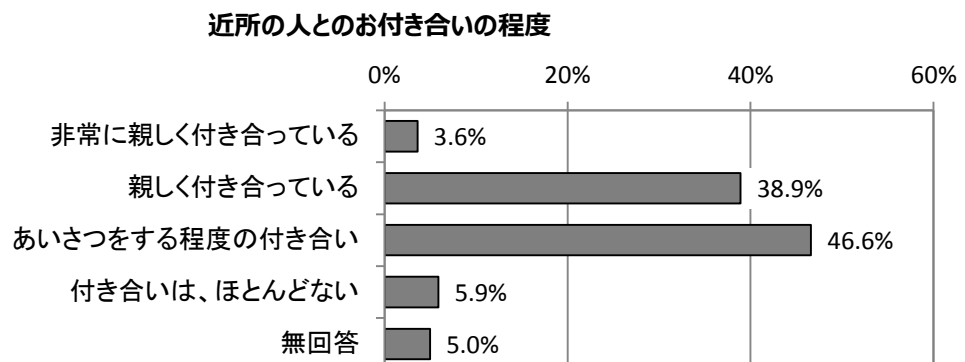
日々の生活の中での悩みや不安については59.7%の人が「健康のこと」を、また59.3%の人が「老後のこと」をあげ、次いで「経済的な問題」と「介護の問題」と回答した人がそれぞれ43.4%、43.0%と回答し、それ以外の回答から突出しました。

これらの主要な問題への福祉の取り組みが、従来に増して重要となっています。

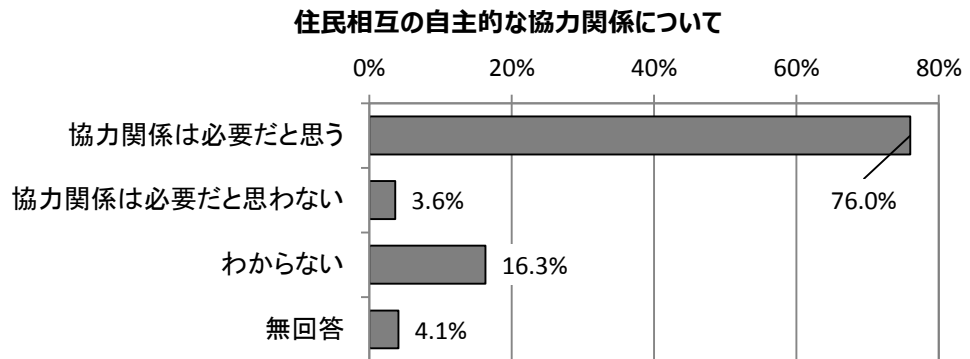


③ 近所との関わりについて

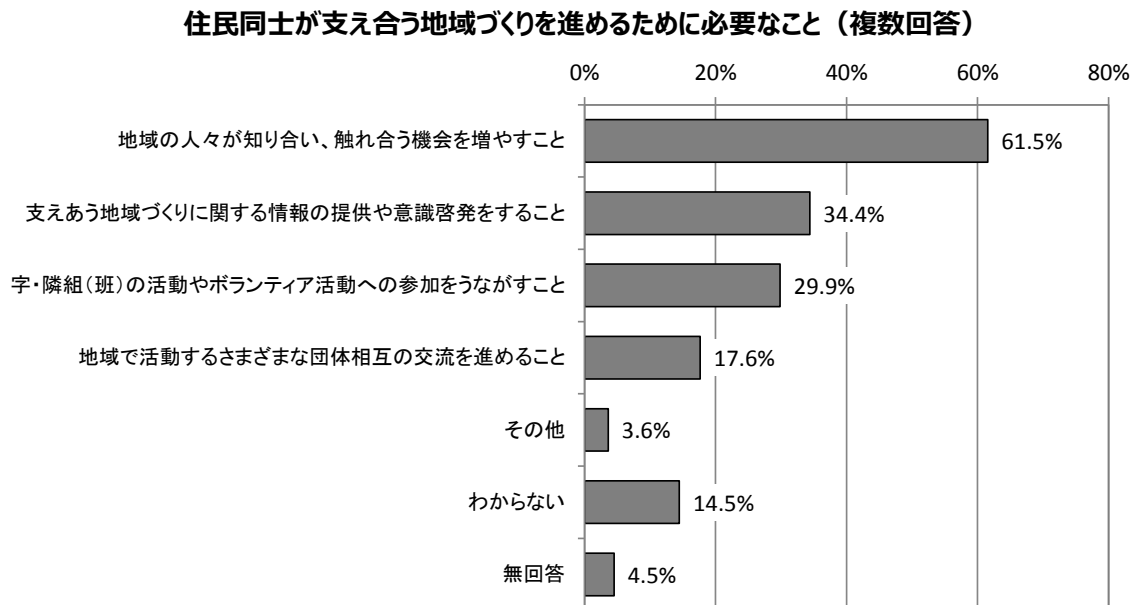
近所の人との付き合いが「ほとんどない」という人は5.9%でした。一方、「非常に親しく付き合っている」、「親しく付き合っている」という人は合わせて42.5%おり、「あいさつ程度」を合わせると89.1%と、およそ9割の人は近所の人との交わりを持っていました。



また、「地域生活で起こる問題に対して住民相互の自主的な協力関係が必要だと思う」とする人は 76.0%に上り、「必要だと思わない」人はわずかに 3.6%でした。



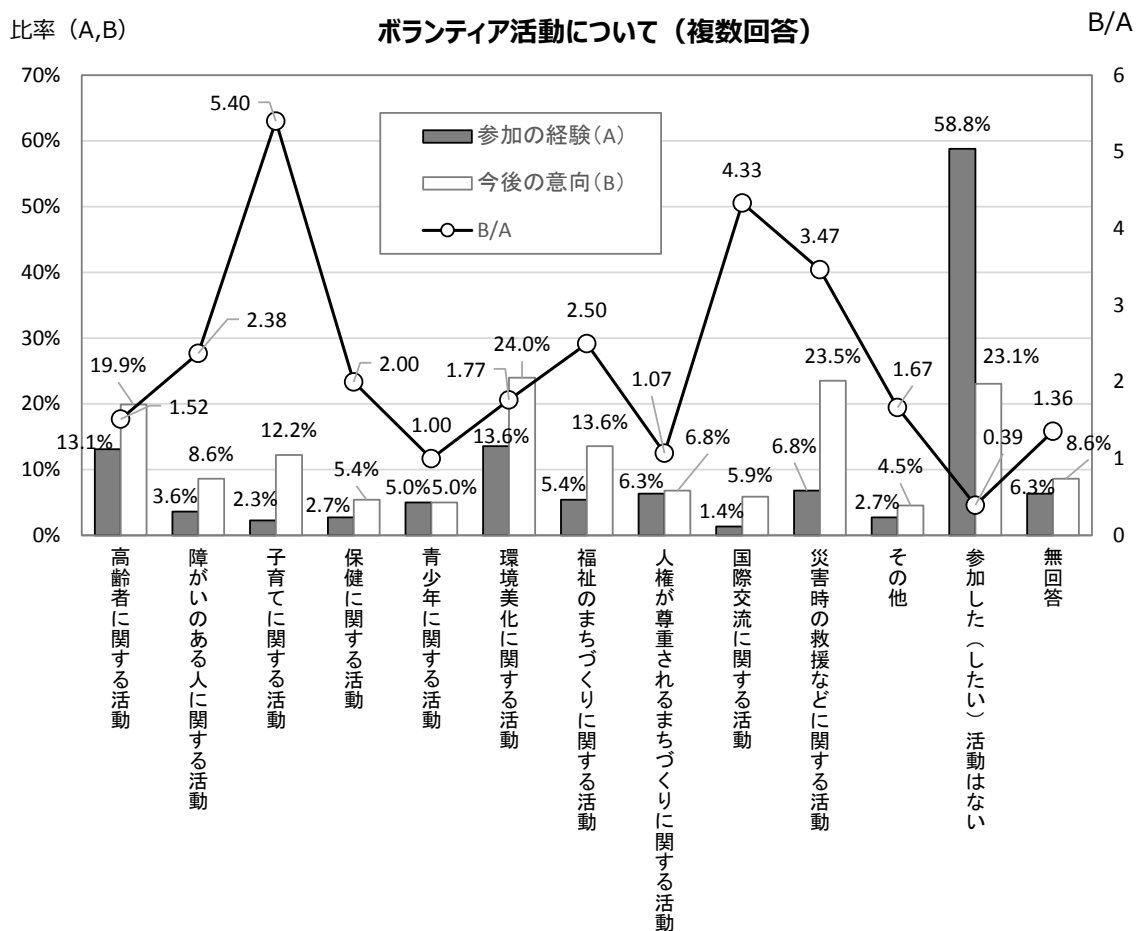
さらに、住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために必要なことについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した人が 61.5%と 6 割を超えました。これは、次いで回答が多かった「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」の 2 倍近い回答率で、そうした機会の創出について、行政へ向けた期待の大きさを示す結果です。



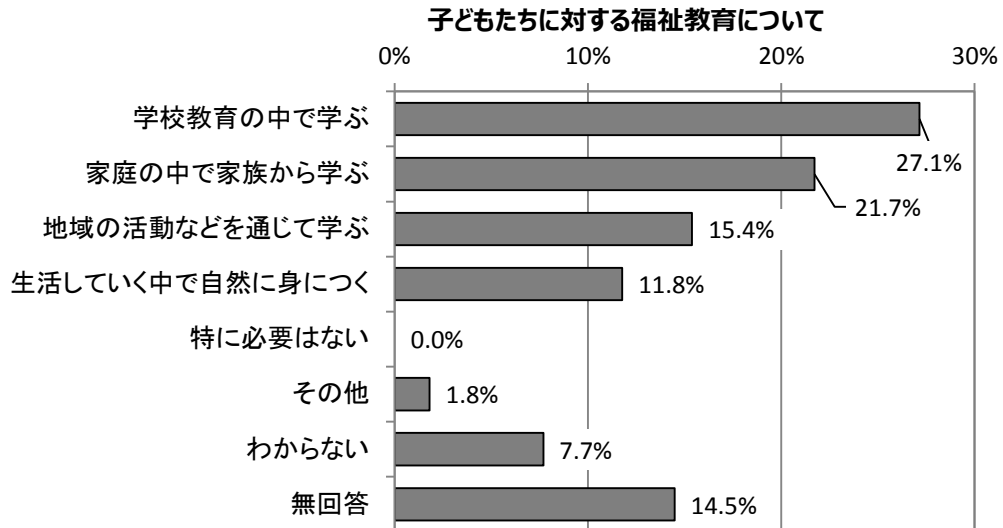
④ ボランティア活動や福祉教育について

ボランティア活動については 58.8%の人が「参加したことはない」と回答しています。

一方、今後についての質問に「参加したい活動はない」との回答は 23.1%にすぎず、機会があればボランティア活動に参加したいとの町民意識を感じることができます。参加したい活動の割合が大きいのは、「環境美化（24.0%）」や「災害時の救援（23.5%）」、「高齢者に関する活動（19.9%）」ですが、過去の参加経験の割合との対比では、「子育てに関する活動（5.4倍）」や「国際交流に関する活動（4.3倍）」等も注目されます。



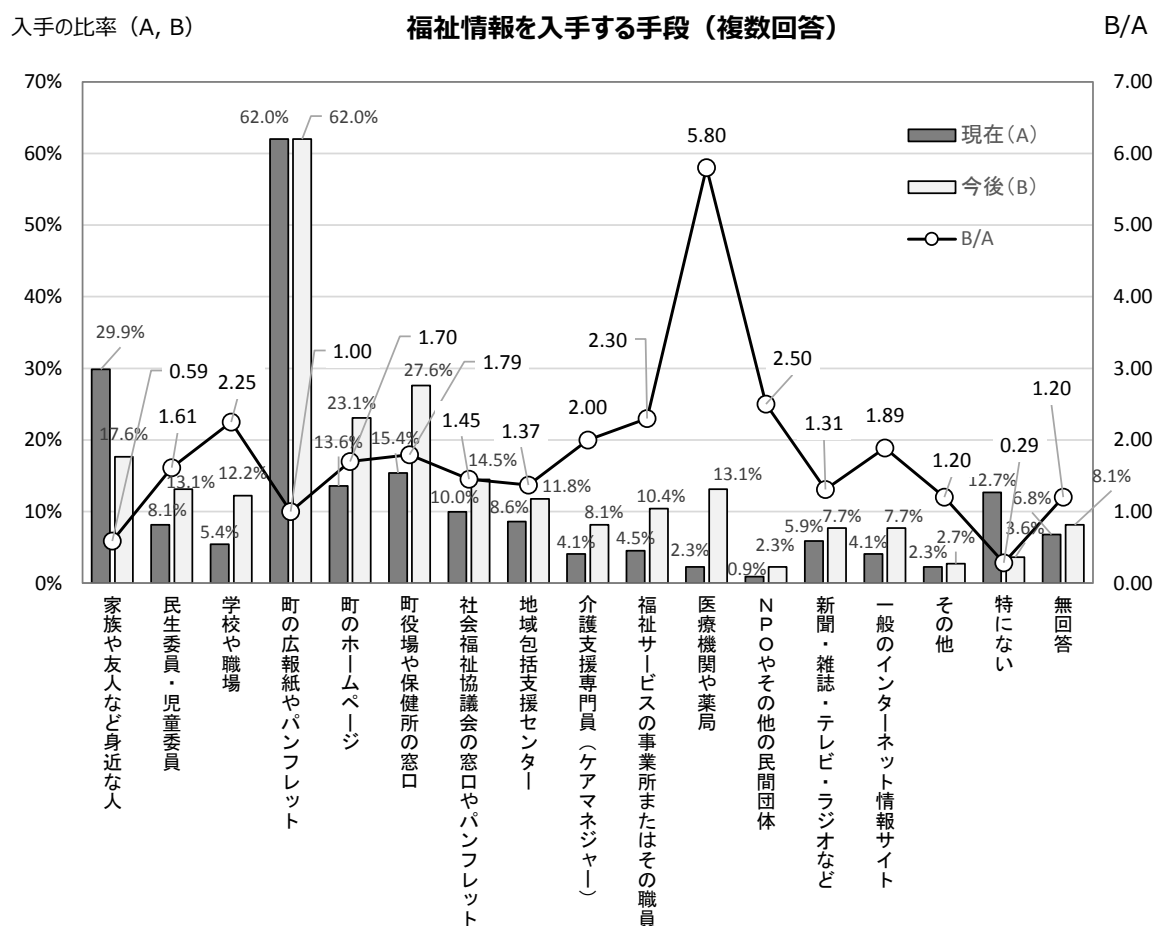
子どもたちに対する福祉教育の行い方については「学校教育の中で学ぶ」が最も多く、以下「家庭の中で家族から学ぶ」、「地域の活動などを通じて学ぶ」と続いています。「自然と身につく」との回答は11.8%で、町民は子どもたちが積極的に福祉教育を学ぶことを志向していると言えます。



⑤ 美里町の福祉サービスについて

美里町の福祉サービスに関する情報を、現在何を通じて入手しているか（A）については、「町の広報紙やパンフレット」が 62.0%と最も多く、次いで「家族や友人など身近な人」が 29.9%、「町役場や保健所の窓口」が 15.4%、「町のホームページ」が 13.6%となっています。

一方、今後どこからの情報提供が充実すると良いと思うかとの問い（B）では、「町の広報紙やパンフレット」が 62.0%と変わらず、「家族や友人など身近な人」が半分程度の 17.6%に下がったのに対し、「町役場や保健所の窓口」と「町のホームページ」については、それぞれ 1.8 倍、1.7 倍となり、今後の行政への期待が大きいことがわかりました。



美里町が行っている福祉サービス等についての認知度は次のとおりでした。

町の福祉サービスの認知度

事業等	知っている (%)	少し知っている (%)	知らない (%)
緊急通報システムの設置 介護予防トレーニング	15.8	21.7	57.5
日常生活用具の給付、障がい児（者） 生活サポート 福祉タクシー利用料補助	26.2	23.5	45.7
こども医療費支給、チャイルドシート購入費 補助 不妊治療費の助成	21.7	22.6	48.0
災害時要援護者支援制度	9.0	15.4	70.6
住まいの地区の民生委員・児童委員	47.1		44.3
美里町社会福祉協議会	17.6（※1）	38.5（※2）	32.6（※3）

（※1）名前も活動の内容もよく知っている

（※2）名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない

（※3）名前も活動の内容も知らない

現時点でいずれの項目についても、その認知度は半分程度、災害時要支援者支援制度については、70.6%の人が知らないと回答しており、これらの認知度をいかに高めていくかが今後の大きな課題であるといえます。

3 現行の福祉施策

現在、美里町で推進している主な福祉施策を以下に示します。

(1) 高齢者への支援

施策名	施策の内容
地域でお祝い「長寿の集い」事業	70 歳以上の高齢者を対象に、健康増進や孤独感の解消を図る事業を、美里町社会福祉協議会に委託し実施する。
老人クラブ育成事業	高齢者の生きがい対策を推進するため、美里町老人クラブ連合会に対し、補助金を交付する。
訪問散髪サービス事業	要介護 4 または 5 に該当し、理容店に出向くことが困難な在宅の高齢者に対して、散髪サービスの利用券を交付する。
緊急通報システム事業	単身高齢者の緊急事態における不安を解消するために、緊急通報システムを設置する。
敬老祝金の支給	75 歳以上の高齢者に対し、祝金を支給する。
高齢者運転免許証自主返納支援事業	運転免許証を自主返納した 70 歳以上の高齢者に対し、美里町元気チケットを交付する。
介護予防事業	高齢者が要介護状態になることを予防するために以下の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・シニア健康アップ塾 ・高齢者いきいき対策事業 ・らくらく筋トレ教室 ・きらめき脳トレ教室 ・ゆうゆう広場 ・コバトンお達者クラブ事業
高齢者インフルエンザ予防接種	65 歳以上の方（接種費用の一部を補助）
高齢者肺炎球菌予防接種	65 歳以上で接種していない方（接種費用の一部を補助）

(2) 子どもや子育て家庭への支援

施策名	施策の内容
児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給	18歳になった年の年度末までの児童を養育している養育者に対し手当を支給する。(児童扶養手当) 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を扶養している人に手当を支給する。(特別児童扶養手当)
こども医療費の支給	15歳(中学校修了)までの子どもの医療費を補助する。
ひとり親家庭等医療費の給付	母子・父子家庭等の18歳到達年度の3月31日までの児童及び20歳未満で障害のある児童とその母又は父若しくはその養育者に対し、医療費を給付する。
チャイルドシート購入費補助金支給	乳幼児を交通事故の被害から守るため、チャイルドシートを購入する者に対し補助金を交付する。
放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない留守家庭児童について、町内の学童クラブに委託し、その健全な育成を図る。
児童手当の支給	中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している者に対し、決められた手当を支給する。
不妊治療費助成	不妊治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成する。
未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児の保護者に対し、医療費を給付する。
母親学級	妊婦とその夫に対し、地域での仲間づくりや親になる心構えを作る機会を提供する。
育児学級	親子が遊びを通して参加でき、育児への戸惑いや不安の解消、心身のリフレッシュと仲間づくりにつながる機会を提供する。
すこやか広場	民生委員・児童委員等の協力のもと、保健センターにおいて、健やかな子育て、楽しい子育ての場を提供する。
親子教室	健診や健康相談等において、運動面や発達面で継続した指導が必要と思われる幼児及びその保護者、並びに育児に不安を持つ保護者及び幼児を対象に指導・助言を行う。
ことばの相談	言語の発達に問題のある乳幼児のよりよい成長発達を促すとともに、家族の保育上の負担の軽減を図るための指導・助言を行う。

(3) 障害者への支援

施策名	施策の内容
相談支援	障害者相談支援事業及び身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援活動等を行う。
在宅重度心身障害者手当	重度の障害があり県からの福祉手当を受給していない在宅の人に対し手当を支給する。
重度心身障害者医療費の支給	医療費（保険診療分）の自己負担分を補助する。
福祉タクシー利用料助成事業	障害者がタクシーを利用した場合に基本料金を助成する。
自動車等燃料費助成事業	町内に住所を有し、運転免許証の所持者で自己所有の自動車等を自ら運転している人に対し、燃料費の一部を助成する。
自動車運転免許取得補助事業	免許の取得により就業に著しく有利となることが見込まれる人に対し、免許の取得に要する費用の一部を補助する。
障害児（者）生活サポート事業	在宅の身体・知的・精神の各障害児（者）について、登録している民間のサービス団体が一時預かり及び送迎等の介護サービスを行う場合の費用の一部を補助する。
移動支援事業	屋外で活動するのに著しい困難を伴う障害者（児）が外出する際の移動介助を行う。
日中一時支援事業	障害者（児）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援と介護をしている家族の一時的な休息を提供する。
児玉郡市手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等の社会参加を促進するため、児玉郡市において手話通訳者を派遣する事業を実施し、その費用を負担する。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者の社会参加促進のために、要約筆記奉仕員の派遣を委託により行う。
障害者相談支援事業	児玉郡市において、障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言及び必要な支援を行う事業を実施し、その費用を負担する。
障害者地域活動支援センター事業	障害者等に対して、生産活動等の機会の提供や、社会との交流促進の便宜を供与するための地域活動支援センター事業を児玉郡市において実施し、その費用を負担する。
児玉郡市障害者就労支援センター事業	障害者の一般就労機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう児玉郡市において障害者就労支援センター事業を実施し、その費用を負担する。

(4) 町民の健康を支える支援（健康増進計画、男女共同参画）

施策名	施策の内容
健康教育	糖尿病・高血圧・肥満等の生活習慣病予防のために以下の内容からなる「みさと健康ときめき楽習会」を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病予防教室 ・高血圧予防教室 ・もっと！スッキリ教室
運動教室	運動習慣を身につけるための機会を提供する。
男女共同参画社会の実現	男女共同参画推進プランの計画的な推進

(5) 安全・安心な生活のための支援

施策名	施策の内容
美里町木造住宅耐震診断補助金及び美里町木造住宅耐震改修補助金	地震被害を軽減する木造住宅耐震化対策促進のため、補助金を支給する。
交通安全対策	交通事故減少のために、次の施策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導員による立哨指導 ・交通事故防止街頭キャンペーン ・交通安全教室 ・交通安全対策工事（カーブミラーや街灯の設置・修理）
避難訓練	自主防災組織による図上訓練を実施する。 児玉郡市広域消防本部及び美里町消防団等と協力し、避難誘導等訓練を実施する。
防犯パトロール	地域安全推進連絡会による各行政区内の防犯パトロールを実施する。 町職員による青色回転灯装備車を使った防犯パトロールを実施する。
ごみ減量化対策	生ごみ処理容器の購入費補助を行う。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

美里町では、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする第4次総合振興計画において、「美しい自然と田園風景、活力ある交流の里」を将来像として掲げ、「美しい里 活力・共創のまちづくり」の理念のもとで、まちづくりを進めてきました。

「美里町地域福祉計画」では、町の最上位の計画であるこの総合振興計画におけるまちづくりの目標

- I 住みよい魅力あるまちづくり
- II 健康で生きがいのあるまちづくり
- III 活力にあふれ繁栄するまちづくり

から展開・体系化された「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

みんながいきいきと暮らせる 安心安全なまち「みさと」

2 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、社会福祉法が地域福祉計画に求める3つの事項を達成するために、本計画の目標を以下のとおり設定します。

基本目標1 住民主体の協働の地域づくり

多様化する住民の生活課題の解決には、地域における「支え合い」の仕組みが必要です。そのために、住民と、地域の社会福祉についての中心的組織である社会福祉協議会や福祉団体、そして行政が連携・協働し、「互助」がしっかりと根付いた地域づくりを推進していきます。

基本目標2 福祉サービスの提供体制の充実

誰もがどのような状態でも必要な福祉サービスを受けることができるように、地域福祉計画には「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」を盛り込むことが求められています。そのために、意識調査に示された住民ニーズを踏まえ、サービスの適切な利用につながる相談体制の充実や、サービス利用者の権利擁護などの仕組みを整えていきます。

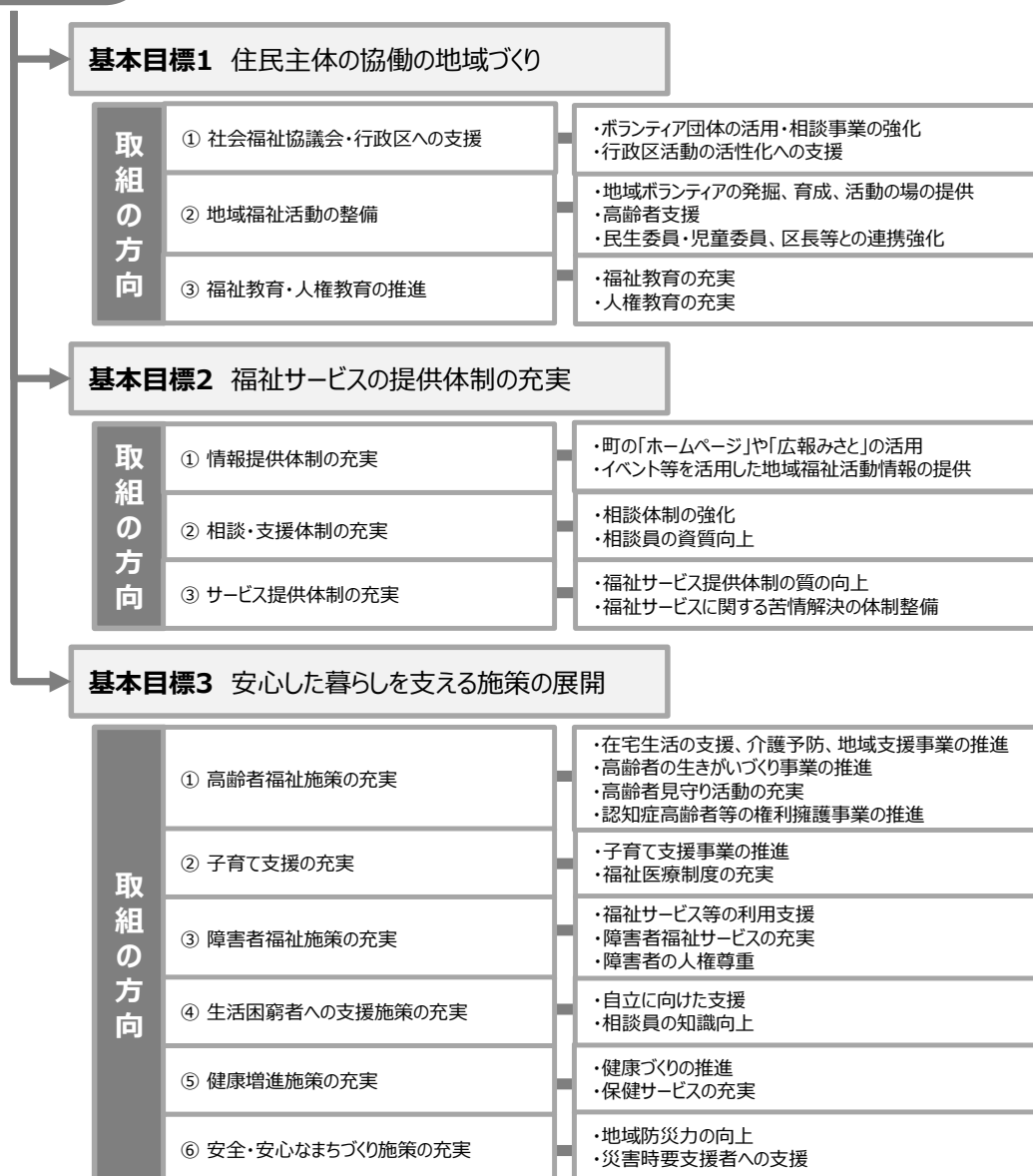
基本目標3 安心した暮らしを支える施策の展開

高齢者や障害者、子どもや子育て中の家庭等、明確に支援を必要とする人はもちろん、地域で生活をするすべての人の安心した暮らしを支える施策を幅広く展開していきます。

3 計画の体系

基本理念

みんながいいきと暮らせる 安心安全なまち「みさと」



第4章 具体的取組

基本目標1 住民主体の協働の地域づくり

(1) 課題

多様化する生活上の問題に対し、少子化や核家族化の進行によって、住民相互のつながりが希薄化し、暮らしの基盤である「地域」を維持することが、全国的に難しい状況になりつつあります。

美里町でも少子高齢化が進行し、高齢者の一人暮らし世帯は、数も全世帯に占める割合も増加していますが、平成27年の住民意識調査では、「地域生活で起こる問題に対して住民相互の自主的な協力関係が必要だ」と8割近くの町民が回答し、機会があれば地域の活動に参加したいという意識が健在であることが示されました。

そうした意識を大切に育み、「住民が主体の協働の地域」を実現するため、地域や社会福祉協議会への行政からの支援は欠かすことができません。また、全員が65歳以上の高齢者となって尚、健康でボランティア意欲の高い「団塊世代」の元気パワーを核に、地域活動を盛り上げていくことも、住民側での試みとして注目されるものです。

(2) 取り組みの方向

- ① 社会福祉協議会・行政区への支援
- ② 地域福祉活動の拠点整備
- ③ 福祉教育、人権教育の推進

① 社会福祉協議会・行政区への支援

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
1	ボランティア団体の活用・相談事業の強化	ボランティア団体、NPO 団体等の地域福祉活動が積極的に行えるよう、団体が必要とする福祉情報の提供を推進する。	住民福祉課
		町社会福祉協議会との連携体制を構築し、ボランティア活動の活性化を図る。	住民福祉課
2	行政区活動の活性化への支援	地域住民に向けて、社会福祉協議会の活動内容の周知を図る。	住民福祉課
		あいさつ・ありがとう運動の推進	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 地域の活動に関する情報を積極的に集めること。
- 地域の活動に積極的に参加し、地域に住む人と人との絆づくりに努めること。
- 住民が地域の活動に参加しやすい雰囲気地域全体に広げること。

② 地域福祉活動の整備

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
3	地域ボランティアの発掘、育成、活動の場の提供	青少年相談員のボランティア活動への支援を行う。	住民福祉課
4	高齢者支援	有償ボランティアへの支援	住民福祉課
5	民生委員・児童委員、区長等との連携強化	民生委員・児童委員協議会並びに区長会へ地域福祉活動に関する情報提供を行い、連携の強化を図る。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 地域の福祉活動の拠点で行われる活動に積極的に参加すること。
- 地域の福祉活動拠点の整備と維持に努めること。

③ 福祉教育、人権教育の推進

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
6	福祉教育の充実	講演会等を開催し、住民の福祉意識の高揚を図る。	住民福祉課
7	人権教育の充実	障害者の人権尊重を推進するため、障害や障害者への理解の促進や相談体制の整備を図る。	住民福祉課
		虐待やDV等防止に向け、相談窓口の周知及び関係機関との連携を強化する。	総務課
		美里町成年後見制度利用支援事業の周知を図る。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 地域の現状や課題について考えること。
- 福祉教育に積極的に参加し、福祉への理解を深めること。
- 地域の状況や課題について話し合うこと。
- 地域活動を通じて、福祉活動の大切さを広めること。

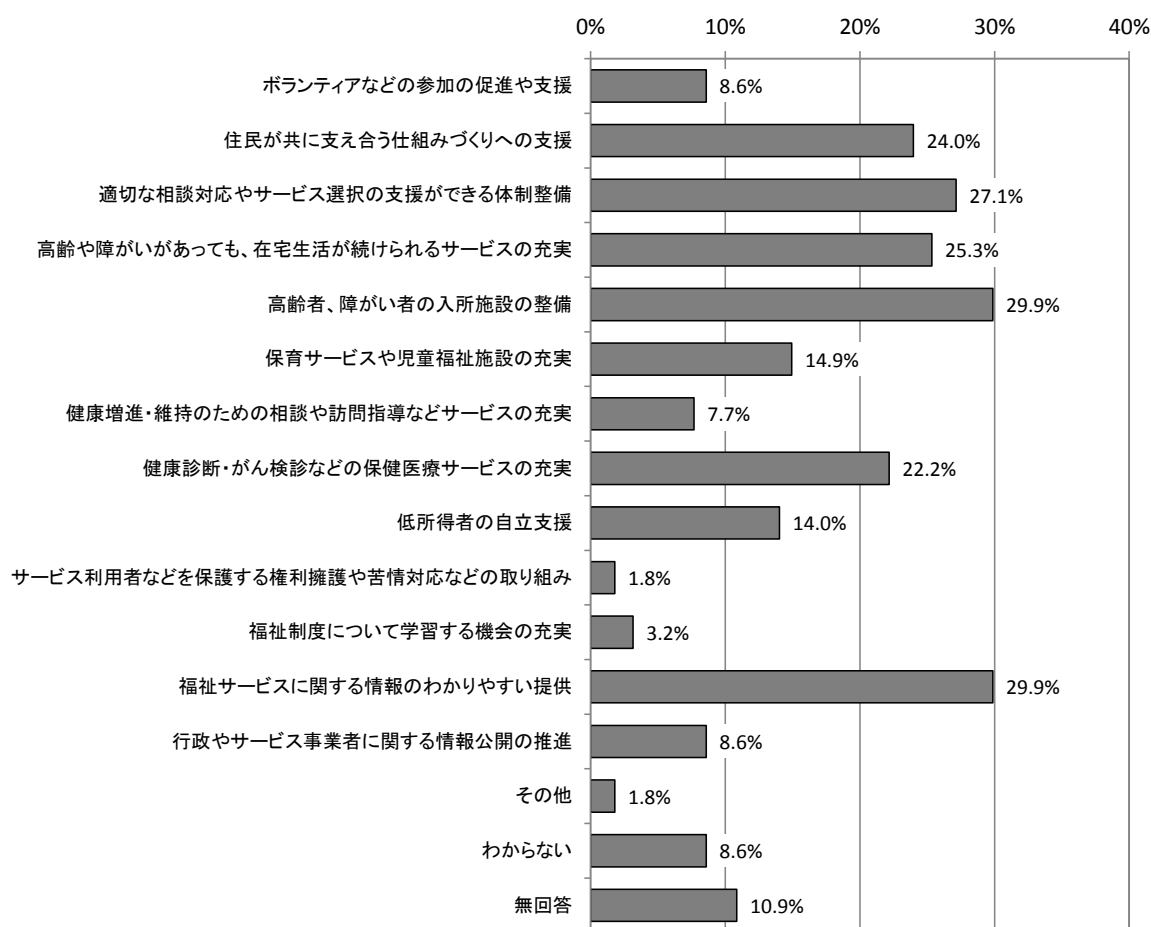
基本目標 2 福祉サービスの提供体制の充実

(1) 課題

現在、福祉のサービスは、利用者自らが選択し、契約に基づいて利用する制度に移行しています。従って、サービスの選択に当たっては、それぞれのサービスの内容やサービスを提供する事業者についての情報が、わかりやすく示されていなければなりません。しかし、平成 27 年の住民意識調査によれば、町が実施している福祉サービス等についての認知度はそれほど高くありません。(22 頁参照)

一方、今後、町が優先的に取り組み、充実を図るべき施策を尋ねる問いでは、「福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供」は 29.9%で第 1 位、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制整備」は 27.1%で第 3 位を占めるなど、サービスの提供に向けた住民のニーズは極めて高いことが示されました。

今後、町が優先的に取り組み、充実を図るべき施策



(2) 取り組みの方向

- ① 情報提供体制の充実
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ サービス提供体制の充実

① 情報提供体制の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
8	町の「ホームページ」や「広報みさと」の活用	従来から町からの情報源として高く活用されている広報紙と、意識調査の結果で今後への期待の高い町の「ホームページ」を更に活用し、わかりやすい福祉サービス情報を提供する。	総務課
9	イベント等を活用した地域福祉活動情報の提供	地域福祉に関するイベント等を開催し、住民に対する情報提供の場として活用する。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 「広報みさと」を毎回きちんと読むこと。
- 利用者として、様々な機会を逃さず、町が発信する福祉情報を収集すること。
- 福祉情報や民生委員・児童委員等の情報を地域に伝え、共有すること。

② 相談・支援体制の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
10	相談体制の強化	民生委員・児童委員の認知度向上を図るための周知を強化し、身近な相談ができる体制を強化する。	住民福祉課
		障害者のための相談体制の整備を図る。	住民福祉課
11	相談員の資質向上	求められる資質向上につながる適切な研修を実施する。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 相談窓口を積極的に利用すること。
- 地域の民生委員・児童委員を知り、必要に応じて相談すること。
- 相談の窓口や民生委員・児童委員の情報を地域で広めること。

③ サービス提供体制の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
12	福祉サービス提供体制の質の向上	福祉サービス従事者に求められる資質向上につながる研修を促進する。	住民福祉課
13	福祉サービスに関する苦情解決の体制整備	事業者が利用者からの苦情に対し適切に対応し、苦情を解決することによりサービスの向上につなげる体制づくりを進める。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 福祉サービスに関する知識を深めること。
- 苦情解決窓口を積極的に活用すること。
- 地域で福祉サービスに関する情報の交換をすること。

基本目標 3 安心した暮らしを支える施策の展開

(1) 課題

結婚、出産、子育ては、個人や家族の幸福感や安心感、明日への活力につながるだけでなく、「社会」というバトンを過去から受け継ぎ、未来へと手渡す基礎となる営みです。しかし今、婚姻率は全国的に低下し、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、人口を維持するために必要なレベルをはるかに下回って推移しています。さらに子どもを持つ家庭についても、不安定な雇用や一人親等の環境下で著しい貧困や、地域の人と人のつながりが希薄化する中での孤立など、解決が急がれる多くの問題が山積しています。

また、社会の高齢化により日常生活を送る上で支援や介護を必要とする人が増えており、障害者手帳保持者の求めと合わせ、福祉サービスへのニーズは高まる一方となっています。このような時こそ、地域の絆に裏打ちされた福祉施策によって、支援を求めている人が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることが重要です。

現在、福祉サービスは契約制度への移行が進んでいます。従って、契約内容についての判断が難しい認知症の人や障害を持った人についての権利擁護を同時に図り、サービスの利用に際して不利益を被ることのないようにすることが必要です。

さらに、自然災害に備えたまちづくりの施策や、健康で暮らすことのできる期間（健康寿命）を延ばすための健康づくりの施策などの展開も、すべての町民の安全・安心な生活につながる取り組みとして充実が求められています。

意識調査結果（34頁）にも、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」などが高い回答比率となっています。

(2) 取り組みの方向

- ① 高齢者福祉施策の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 障害者福祉施策の充実
- ④ 生活困窮者への支援施策の充実
- ⑤ 健康増進施策の充実
- ⑥ 安全・安心なまちづくり施策の充実

① 高齢者福祉施策の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
14	在宅生活の支援、介護予防、地域支援事業の推進	町の「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉施策と介護サービス、地域支援事業を推進する。	保険健康課
15	高齢者の生きがいづくり事業の推進	シルバー人材センターへの支援を充実させ活性化を図る。	住民福祉課
		長寿の集い及びいきいき対策事業を推進し、高齢者のふれあいの機会の充実を図る。	住民福祉課
16	高齢者見守り活動の充実	民生委員・児童委員による高齢者見守り活動への支援を行う。	住民福祉課
17	認知症高齢者等の権利擁護事業の推進	美里町成年後見制度利用支援事業の周知を図る。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 高齢者保健福祉や介護保険事業についての知識を深めること。
- 地域の集まりに積極的に参加し、交流に努めること。
- 自身の体調に気をつけ、健康状態の維持や改善に努めること。
- 高齢者が気軽に集まり、交流できる雰囲気づくりを行うこと。
- 地域の高齢者への声掛けや見守りを行うこと。
- 普段から日常の支援が必要な人を把握しておくこと。

② 子育て支援の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
18	子育て支援事業の推進	子ども・子育て支援事業計画に基づき、町、事業主、地域住民が一体となって子育て支援の充実を図る。	住民福祉課
		子ども・子育て支援事業計画に基づき、ひとり親家庭に対する福祉サービスを提供する。	住民福祉課
		親子教室・育児学級を充実させる。	保険健康課
		子育て中の親子の交流機会の充実に努める。	保険健康課
		保育料の多子軽減を実施する。	住民福祉課
19	福祉医療制度の充実	こども医療費支給事業により子育て家庭の支援の充実を図る。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 子育ての支援拠点や相談窓口を利用したり、子育てサークル等に積極的に参加すること。
- 子育て家庭を見守り、悩みがあれば相談にのること。
- 育児について、地域で協力しあう雰囲気づくりを行うこと。
- 子育て経験者や高齢者等の地域の力を活かし、子育てと子育て家庭を支援すること。
- 子どもたちを事故や犯罪から守ること。
- 地域の公園や遊び場等の環境美化に努めること。

③ 障害者福祉施策の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
20	福祉サービス等の利用支援	障害者総合支援法に基づくサービスの周知を図る。	住民福祉課
21	障害者福祉サービスの充実	住宅・施設サービスの充実を通じ、社会参加と自立の促進を図る。	住民福祉課
		町の「障害福祉計画」に基づき、障害者に対する保健・医療の充実を図る。	住民福祉課
		町の「障害福祉計画」に基づき、障害者に対する福祉サービスの充実を図る。	住民福祉課
22	障害者の人権尊重	障害者への理解の促進や相談体制の整備を図る。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 障害と障害者、障害福祉についての理解を深めること。
- 地域の集まりに積極的に参加し、交流に努めること。
- 自身の体調に気をつけ、健康状態の維持や改善に努めること。
- 障害者が気軽に集まり、交流できる雰囲気づくりを行うこと。
- 地域の障害者への声掛けや見守りを行うこと。
- 普段から日常の支援が必要な人を把握しておくこと。

④ 生活困窮者への支援施策の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
23	自立に向けた支援	民生委員・児童委員、地域住民、ボランティアとの協働連携を図り、生活相談を実施する。	住民福祉課
24	相談員の知識向上	相談員に向け、生活困窮者自立支援制度及び相談窓口の周知を図る。	住民福祉課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 生活困窮者事業についての知識を深めること。
- 生活困窮者を地域で支え合うこと。

⑤ 健康増進施策の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
25	健康づくりの推進	各種がん検診や生活習慣病を改善するための健康相談、健康教育、訪問指導等を実施する。	保険健康課
		住民の健康づくり運動を推進する。	保険健康課
26	保健サービスの充実	専門人材の確保を進め、保健医療体制の充実を図る。	保険健康課
		検（健）診の受診率向上を図る。	保険健康課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 自身の健康に関心を持つこと。
- 町からの健康情報に注意を払い、健康の維持・増進に努めること。
- 健康づくり活動に積極的に参加すること。
- 地域で健康づくり活動を推進すること。

(6) 安全・安心なまちづくり施策の充実

● 町の取り組み

	取り組み	取り組みの内容	所管部署
27	地域防災力の向上	自主防災組織を育成する。	総務課
		地域防災計画に基づいて各関係機関との連携強化を図り、災害時の体制を強化する。	総務課
28	災害時要支援者への支援	避難行動要支援者支援制度に基づく支援の充実を図る。	総務課

● 住民・地域に期待される取り組み

- 対象となる人は、避難行動要支援者支援制度への登録を済ませること。
- 防災・防犯活動に積極的に参加すること。
- 地域において日常の支援を必要としている人を把握し、災害時や緊急時の協力体制を整えること。
- 地域の防災・防犯の自主活動を推進すること。
- 地域で子どもたちの安全を守る体制を整備すること。

第5章 計画の推進と進捗の管理

1 地域福祉の担い手

(1) 町民

地域福祉は、地域の人と人とのつながりという大地の中から芽を出し、成長し、花開くものです。従ってまず初めに、土壌を豊かなものとする事、そのためにすべての町民は、その地に暮らす社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携えて薄れつつある地域の絆を再構築することが大切です。絆づくりにつながる多くの施策・行事は今でも地域に用意されています。そうした取り組みに参加して言葉を交わし、日頃から困ったときに助け合える関係をつくることが期待されています。

(2) 社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で以下のとおり、地域における社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が参加し、社会福祉を目的とする事業の企画から実施までを行う、地域福祉推進のための中核的な団体と位置づけられています。

社会福祉法（平成26年6月改正）より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

従って、社会福祉協議会は、町をはじめ美里町の民生委員・児童委員協議会等の関係機関・団体と連携し、町域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や、生活課題の解決に向けた取り組みを推進する等、本計画に盛り込まれた多くの施策を実施する主体です。

(3) 民生委員・児童委員協議会

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等について相談に応じ、支援を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員協議会は、すべての民生委員・児童委員が所属する組織で、個々の委員の活動を支える役割を果たしています。なお、民生委員・児童委員が行う活動には以下のものがあります。

項目	内容
社会調査	住民がどのような福祉サービスを必要としているか調査・把握します。
相談	住民が抱える問題に対して相談に応じ、問題解決に努めます。
情報提供	福祉の制度やサービスについて、その内容や情報をお知らせします。
連絡通報	福祉サービスが受けられるよう、関係機関への橋渡しをします。
調整	適切なサービスが利用されるよう、関係機関と調整します。
生活支援	住民が求める生活支援を行い、声かけや安否確認などを行なう体制づくりを進めます。
意見提起	問題点や改善策を取りまとめ、関係機関などに意見を提起します。

(4) 行政区

行政区とは、「区長」に代表される地域のことです。

行政区では、日頃から住民の人たちが「地域」を住みやすい環境にしておくために、助け合い協力し合いながら、自主的で独自の取り組みを展開しています。高齢者の見守り活動や災害時の避難などにおける協力等、今後ますます重要となる地域活動を担う単位として期待されています。

(5) 企業、商店等

企業や商店等は、地域社会の一員として、本来の営業活動と地域における福祉ニーズを結びつけた、有償・無償の福祉サービスを提供することが求められています。また、高齢者や障害者等の生きがいや社会参加意欲の創出のための雇用主としても期待されています。

(6) 社会福祉法人等

「社会福祉法人」は、社会福祉法第 22 条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義され、第 26 条で「社会福祉事業のほか、公益事業、収益事業を行うことができる」とされています。

町内・地域における社会福祉法人及び社会福祉に関する事業者は、その施設を利用する子どもや高齢者、障害者、認知症の人等への福祉サービスの提供とともに地域へ貢献することを使命としており、施設勤務者が有する専門的知識やスキル・ノウハウなどを生かし地域住民の相談に応じること等へ期待が寄せられています。また、福祉避難所としての役割も期待されています。

(7) ボランティア、NPO法人等

ボランティア登録された個人や法人は、地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、活躍が期待されています。

(8) 老人クラブ、PTA、子ども会育成会等

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の任意団体は、それぞれ目的達成のために活発に活動しており、地域の活性化に大きく寄与しています。

今後、行政区等との連携をより一層強化することで、地域福祉の重要な担い手としての役割の拡大が期待されます。

2 計画を推進する体制

(1) 地域の体制

地域において取り組みを進めるにあたっては、町内行政区、民生委員・児童委員、青少年育成推進員、老人クラブ、赤十字奉仕団、ボランティア・NPO、学校・PTA、福祉施設等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地域での活動状況の把握や活動の促進を行い計画に基づく取り組みを推進していきます。

(2) 町の体制

福祉・保健、教育、就労、交通、環境、町づくりなど町民生活に関連の深い分野とも連携が必要となるため、町内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

(3) 美里町社会福祉協議会との連携

美里町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は、町との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、重要な役割を果たしています。

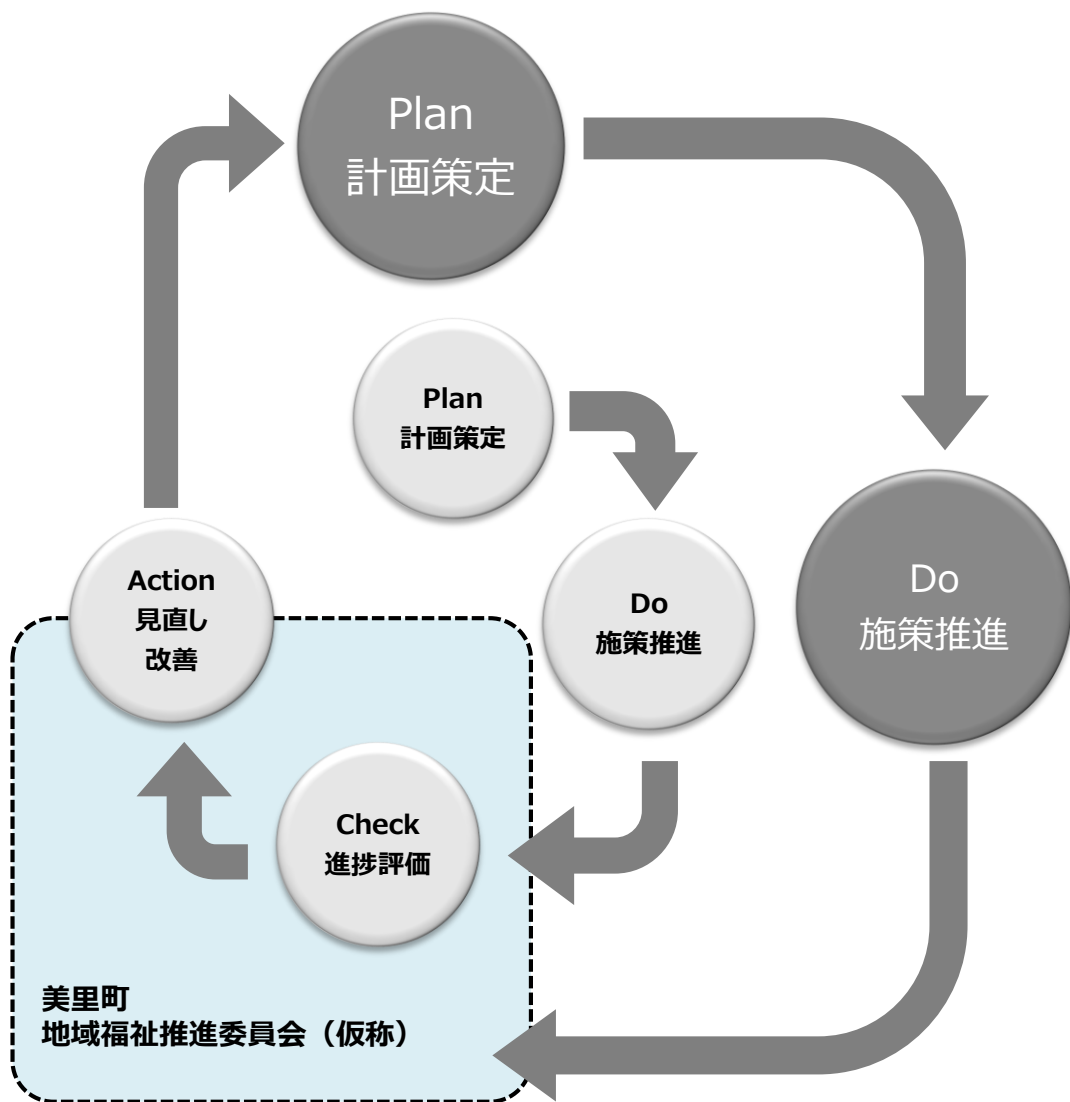
本計画においても、町と町社協を共に地域の取り組みを支援する主体として位置付けていることから、両者が連携して地域福祉の充実に取り組んでいくことが必要です。

町は、町社協が今後も幅広い活動を展開し内容の充実を図ることができるよう支援していきます。

3 計画を管理する体制

本計画の策定趣旨を踏まえ、地域に関わる町民や住民組織・団体、町社会福祉協議会、町等の協働で推進する計画について、美里町地域福祉推進委員会（仮称）を設置してその進捗確認及び評価を行い成果と課題について検証し、計画の見直しや改善を図るPDCA（Plan→Do→Check→Action）サイクルを実施します。

また、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、計画の弾力的な運用を行うとともに、効果的な計画の進行管理を図っていきます。



計画管理のPDCAサイクル

資料編

1 計画策定の経緯

期日	内容
平成 27 年 9 月	美里町の地域福祉に関する住民意識調査の実施
平成 28 年 1 月～2 月	パブリックコメントの実施
平成 28 年 3 月	計画の公表

美里町地域福祉計画

平成28年3月発行

発行 美里町

編集 美里町住民福祉課

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1

TEL : 0495-76-5132

FAX : 0495-76-0909